

(平成23年10月19日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	12 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	35 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	24 件

## 第1 委員会の結論

申立人の平成6年12月から8年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月から8年3月まで

私は、災害で家屋が全壊の判定を受けた。その後、被災者は国民年金保険料の免除を申請すれば、免除されることを市の広報紙で知り、平成7年3月頃、当時住んでいた家の近くのA市B市民サービスセンターに行き、免除申請を行った。その際、男性の職員から、「保険料をきちんと払わないと将来困りますよ。」と説明され、その後は継続して保険料を払い続けてきた。詳しく調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

「Cによる被災者に係る国民年金保険料免除事務の特例的な取扱いについて」（平成7年1月20日付け社会保険庁運営部企画・年金管理課長、年金指導課長通知）では、当該災害で災害救助法の適用を受けた地域の被災者である第1号被保険者は、国民年金保険料の免除を受けるとされており、その免除期間は、平成6年12月から8年3月までの間において必要と認められる期間であるとされていることから、申立期間と一致する。

また、申立人は、平成7年3月4日付けの被災証明書を所持している上、A市では、当時、上記の通知を受けてその指導を行っていたとしており、災害で被災した国民年金被保険者は、同市の広報紙により国民年金保険料の申請免除ができることを知り、その手続を行ったとする申立人の主張内容とも符合する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年12月の国民年金付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年12月

私は、国民年金付加保険料の納付を申し出て、申立期間の付加保険料を納付書により納付したので、記録を訂正してほしい。

なお、当時、A市から送付されてきた通知（はがき）に、付加保険料納付年月は昭和54年12月と記載されていることから明らかである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であるとともに、申立人は、20歳から60歳到達時まで第3号被保険者期間を除き、国民年金保険料を全て納付しており、昭和55年1月からは付加保険料を納付していることが確認できることから、保険料についての納付意識は高かったものと考えられる。

また、当時の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によると、「付 加入 54.12」の記載が確認でき、申立人が、付加保険料の納付申出を昭和54年12月に行ったことが確認できる。

さらに、A市の国民年金収滞納一覧表によると、申立期間の「賦課状況」欄には付加保険料を含めて国民年金保険料が賦課されたことを示す「5」の記載が確認できる上、付加保険料の納付申出を行いながら納付しなかった事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の付加保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立期間①のうち、昭和46年7月1日から同年10月1日までの期間について、申立人の標準報酬月額（10万円）に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を10万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月1日から49年7月6日まで  
② 昭和52年3月11日から同年9月1日まで

私は、A社に入社して2年後ぐらいから給与が大幅に増えていた。

昭和42年にはB職、44年にはC職、46年にはD職となり、勤務評価も常に上位で、年平均で15万円から25万円の給与の増加があったが、給与が標準報酬月額に正しく反映されていない（申立期間①）。

また、E社では、昭和52年3月及び同年4月はF工場で、同年5月から同年10月まではG地区の営業所で勤務していたが、給与と比べて標準報酬月額が低い（申立期間②）。

調査の上、これらの記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和46年7月から同年9月までの標準報酬月額は、オンライン記録によると、6万8,000円と記録されていることが確認できる。

しかしながら、A社が加入していたH厚生年金基金を引き継いだ企業年金連合会が保有する、申立人に係る厚生年金基金加入員台帳によると、申立人の昭和46年7月から同年9月までの標準報酬月額は10万円と記録されている上、A社人事事務センター及びI健康保険組合は、「当該期間当時、厚生年金基金、健康保険組合及び社会保険事務所への届出は、複写式の届出用紙を使用していた。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立期間①のうち、昭和46年7月から同年9月までの標準報酬月額について、事業主は、申立人の標準報酬月額（10

万円)に係る届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を10万円に訂正することが妥当である。

一方、申立期間①のうち、昭和39年4月1日から42年10月1日までの期間については、A社は、「人事記録、賃金台帳等の資料は残っていない。」と回答しており、申立人も当該期間に係る給与明細書等を所持していないことから、申立人の当該期間における報酬月額及び保険料控除額を確認することができない上、42年10月1日から46年7月1日までの期間及び同年10月1日から49年7月6日までの期間については、企業年金連合会が保有する申立人に係る厚生年金基金加入員台帳の記録とオンライン記録は一致していることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立人の申立期間①(昭和46年7月から同年9月までの期間を除く。)における標準報酬月額は、申立人が名前を挙げた複数の元同僚と同額又はほぼ同額であり、申立人の標準報酬月額のみが他の同僚の取扱いと異なり低額である事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①のうち、昭和39年4月から46年6月までの期間及び同年10月から49年6月までの期間について、申立人が、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②については、E社は既に解散しており、元事業主の所在も不明である上、申立人も当該期間に係る給与明細書等を所持していないことから、申立人の当該期間における報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

また、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、申立期間②においては8万6,000円であるところ、当該期間後の昭和52年9月からは17万円に改定されていることが確認できる。これについて、E社F工場勤務していた事務責任者及び事務担当者は、「申立人の職務から判断すると、申立人は、工場勤務時は時間給で給与が低かったが、その後、営業所に異動して月給となり、給与が大幅に上昇したものと思われる。」と回答している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正されている等の不自然な点は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人が、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和39年6月15日に、資格喪失日に係る記録を40年7月1日とし、申立期間の標準報酬月額を、39年6月から同年9月までは1万8,000円、同年10月から40年6月までは2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月15日から40年7月1日まで

私は、昭和39年6月15日にC県のA社に中途採用されて入社し、平成17年2月28日に退職するまでの間、継続して同社に勤務した。申立期間に係る厚生年金保険被保険者期間が無いとされているので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された在籍証明書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は申立期間においてA社に継続して勤務していたと認められる。

また、B社は、「当時、従業員の雇入れに当たっては、試用期間（2か月）を設けていたものの、入社日をもって厚生年金保険の資格取得の届出を行っていた。」と回答している上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、同社に係る従業員の多くは、同社がC県からD県に拠点を移すに際して、昭和40年7月1日に同社に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同日に新規適用事業所となった同社において被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A社に係る被保険者名簿によると、申立人と同時期にC県で厚生年金保険の被保険者資格を取得し、かつ、申立期間において被保険者資格を有していた者は22人確認でき、このうち連絡先が判明した17人に照会したところ、

回答があった12人のうち10人が中途採用であったとしており、そのうち8人は「勤務した期間と厚生年金保険の加入期間は一致している。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人がA社E事務所で一緒に勤務していたとする同年代の同僚（中途採用者）の標準報酬月額の記録から、昭和39年6月から同年9月までは1万8,000円、同年10月から40年6月までは2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A社に係る被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、仮に、申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったことになるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和39年6月から40年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和23年4月1日に訂正し、22年9月から23年3月までの標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年1月1日から同年6月1日まで  
② 昭和22年9月30日から23年4月1日まで  
③ 昭和23年4月1日から24年5月1日まで  
④ 昭和24年6月5日から同年11月30日まで

私は、昭和18年4月からB社（現在は、C社）のD部でE業務をしていたにもかかわらず、19年1月1日から同年6月1日までの記録が無い（申立期間①）。

その後、B社からA社に移籍し、F業務をしていたが、同社で勤務した昭和22年9月30日から24年5月1日までの期間及び同年6月5日から同年11月30日までの期間の厚生年金保険の加入記録が欠落している（申立期間②、③及び④）。

いずれの期間においても勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、A社の複数の元同僚の証言により、申立人は当該期間に、同社において勤務していたことが推認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、申立人が同社において同じ所属であったと記憶する元同僚6人は、いずれも昭和21年3月から23年4月1日まで厚生年金保



険の加入記録が確認できるところ、別の複数の元同僚は、「申立人は、入社時からF業務をしており、申立期間②においても同様の仕事内容であった。申立人と同じ所属の者は、申立期間②においても厚生年金保険料が控除されていたと思う。」と証言している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る被保険者名簿の昭和22年8月の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険出張所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 一方、申立期間①について、B社の元同僚の証言により、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、C社は、「当時の関係資料は無いため、申立人の申立期間①における労働者年金保険の加入状況及び保険料控除については、不明である。」と回答している上、申立人から提出されたB社D部に所属していた者の名簿及びオンライン記録等から、同社同部に所属していた元従業員二人は、申立人と同様に昭和19年1月1日に労働者年金保険の被保険者資格を喪失し、その後、同年6月1日に同資格を再取得していることが確認できることから、同社の事業主は、同社同部に所属していた従業員について、一時期、厚生年金保険の資格を喪失させていたことがうかがえる。

3 申立期間③及び④について、A社の複数の元同僚の証言により、申立人は当該期間において、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社に係る被保険者名簿によると、昭和23年4月1日に厚生年金保険の全被保険者92人のうち68人(申立人が同じ所属であったと記憶する6人を含む。)が一斉に同被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、同社の元同僚は、「昭和23年頃に労働争議があり、当社の従業員は、一旦、全員解雇された。」と証言している。

また、A社の元同僚は、「昭和23年4月1日に解雇された従業員のうち、G業務を担当する一部の従業員は、再度、元の職場で勤務した。」と証言しているところ、同社に係る被保険者名簿によると、申立人が同じ所属であったと記憶する元同僚6人は、いずれも同年同月同日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、その後、同資格を再取得していることが確認できるが、その

再取得日は同年11月と24年6月で被保険者により異なっている。

さらに、A社の当時の事業主及び社会保険事務担当者は、既に死亡しており、申立人の申立期間③及び④における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認することができない。

- 4 このほか、申立人が申立期間①、③及び④において厚生年金保険（昭和19年5月までは、労働者年金保険）料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和46年4月1日、資格喪失日に係る記録を同年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月1日から同年7月1日まで

私は、昭和46年4月1日から同年6月30日までA社で臨時職員として勤務していたが、同期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録及び申立人から提出された昭和46年分給与所得の源泉徴収票から判断すると、申立人は、同年4月1日から同年6月30日まで臨時職員として同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の人事記録に記載された当該期間に係る給料月額から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、

社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年4月から同年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、昭和44年11月は5万6,000円、同年12月から45年9月までは6万円、46年2月から同年5月までは7万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の当該期間の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年10月から46年5月まで  
② 平成4年9月から12年1月まで

私がA社に勤務していた期間のうち、昭和44年10月から46年5月までは、当時の給与明細書に記載された給与額よりも国の標準報酬月額が低くなっており、納得できない（申立期間①）。

また、私が代表を務めるB社における平成4年9月から12年1月までの給与月額は、55万円程度あったはずであり、標準報酬月額は低すぎる（申立期間②）。

上記期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそ

れぞれに基づく標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支払明細書に記載されている厚生年金保険料控除額により、昭和44年11月は5万6,000円、同年12月から45年9月までは6万円、46年2月から同年5月までは7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関係資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、行ったとは認められない。

- 2 一方、申立期間①のうち、昭和44年10月、45年10月及び同年11月の標準報酬月額については、給与支払明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額とオンライン記録の標準報酬月額が一致していることが確認できることから、当該期間は、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間①のうち、昭和45年12月及び46年1月に係る標準報酬月額については、給与支払明細書が確認できない上、A社の元事業主は、「当時の関連資料が保存されていないため、申立人の上記期間の報酬月額及び保険料控除額は不明である。」と回答している。

- 3 申立期間②について、申立人は、「私が代表を務めるB社における申立期間②の給与月額は55万円程度あったはずで、標準報酬月額は低すぎる。」と主張している。

しかし、申立人は、当時の給与明細書を所持していない上、「当時の関係書類が保存されていないため、自身の申立期間②における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額は不明である。」と回答している。

また、オンライン記録によると、B社では、申立期間②において申立人以外の厚生年金保険の被保険者を確認することができないことから、申立人と他の被保険者の標準報酬月額を比較することができない。

さらに、B社の商業登記簿から、申立期間②当時、申立人は同社の代表取締役であったことが確認できる上、申立人は、「申立期間②当時、私が社会

保険事務を担当していた。」と供述している。

- 4 このほか、申立期間①のうち、昭和45年12月及び46年1月並びに申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和45年12月及び46年1月並びに申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

なお、当委員会では、特例法に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

仮に、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、申立期間②当時、上記のとおり、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間②については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑦までに係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年12月15日は51万1,000円、17年3月15日は9万8,000円、18年12月15日は47万7,000円、19年3月15日は10万4,000円、同年7月14日は42万円、同年12月14日は49万2,000円、20年3月14日は10万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月15日  
② 平成17年3月15日  
③ 平成18年12月15日  
④ 平成19年3月15日  
⑤ 平成19年7月14日  
⑥ 平成19年12月14日  
⑦ 平成20年3月14日

私が所持しているA事業所に係る賞与明細書において、賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金記録に反映されていない。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から⑦までの標準賞与額の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保



険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①から⑦までの標準賞与額については、申立人が所持する賞与明細書で確認できる賞与支給額又は厚生年金保険料控除額から、平成16年12月15日は51万1,000円、17年3月15日は9万8,000円、18年12月15日は47万7,000円、19年3月15日は10万4,000円、同年7月14日は42万円、同年12月14日は49万2,000円、20年3月14日は10万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①から⑦までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時の事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑥までに係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年12月15日は14万7,000円、18年12月15日は35万8,000円、19年3月15日は7万6,000円、同年7月14日は30万9,000円、同年12月14日は36万8,000円、20年3月14日は7万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月15日  
② 平成18年12月15日  
③ 平成19年3月15日  
④ 平成19年7月14日  
⑤ 平成19年12月14日  
⑥ 平成20年3月14日

私が所持しているA事業所に係る賞与明細書において、賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金記録に反映されていない。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から⑥までの標準賞与額の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であること

から、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①から⑥までの標準賞与額については、申立人が所持する賞与明細書で確認できる賞与支給額又は厚生年金保険料控除額から、平成16年12月15日は14万7,000円、18年12月15日は35万8,000円、19年3月15日は7万6,000円、同年7月14日は30万9,000円、同年12月14日は36万8,000円、20年3月14日は7万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①から⑥までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時の事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑤までに係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年12月15日は38万9,000円、17年3月15日は7万4,000円、18年12月15日は36万5,000円、19年3月15日は7万8,000円、同年7月14日は31万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月15日  
② 平成17年3月15日  
③ 平成18年12月15日  
④ 平成19年3月15日  
⑤ 平成19年7月14日

私が所持しているA事業所に係る賞与明細書において、賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金記録に反映されていない。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から⑤までの標準賞与額の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①から⑤までの標準賞与額については、申立人が所持する賞与明細書で確認できる賞与支給額又は厚生年金保険料控除額から、平成16年12月15日は38万9,000円、17年3月15日は7万4,000円、18年12月15日は36万5,000円、19年3月15日は7万8,000円、同年7月14日は31万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時の事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑦までに係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年12月15日は64万8,000円、17年3月15日は12万5,000円、18年12月15日は60万1,000円、19年3月15日は13万2,000円、同年7月14日は53万2,000円、同年12月14日は61万8,000円、20年3月14日は13万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月15日  
② 平成17年3月15日  
③ 平成18年12月15日  
④ 平成19年3月15日  
⑤ 平成19年7月14日  
⑥ 平成19年12月14日  
⑦ 平成20年3月14日

私が所持しているA事業所に係る賞与明細書において、賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金記録に反映されていない。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から⑦までの標準賞与額の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保

険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①から⑦までの標準賞与額については、申立人が所持する賞与明細書で確認できる賞与支給額又は厚生年金保険料控除額から、平成16年12月15日は64万8,000円、17年3月15日は12万5,000円、18年12月15日は60万1,000円、19年3月15日は13万2,000円、同年7月14日は53万2,000円、同年12月14日は61万8,000円、20年3月14日は13万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①から⑦までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時の事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和21年4月1日であると認められることから、申立期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、110円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年12月1日から21年4月1日まで

私は、昭和17年4月1日にA社C工場に入社した。20年8月15日終戦により、翌日から自宅待機になったものの、同月下旬には、残務整理要員として、C工場に出社の指示があつて以降、D事業所建設に従事し、その後D事業所に勤務した。その後の事業所の変遷により、事業所の名称等は変更になったものの、1日も途切れることなく継続勤務した。厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和17年4月にA社に入社し、終戦の翌日から自宅待機になったが、20年8月下旬に同社C工場の残務整理要員として出社の指示があつて以降、申立期間も継続して勤務した。」と主張しているところ、申立人が保管する37年11月18日に同社から授与された表彰状には、「君は入社以来勤務すること20年」と記されている上、申立人が申立期間と一緒に勤務していた元同僚として名前を挙げた二人が、「申立期間当時、申立人と一緒に働いていた。」とそれぞれ証言していることから、申立人が申立期間に同社で勤務していたことは推認できる。

また、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日が昭和20年12月1日であることが確認できるものの、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、被保険者を番号順に記載した名簿（以下「名簿E」という。）と被保険者を氏名順に記載した名簿（以下「名簿



F」という。)があるが、両名簿とも、申立人に係る資格喪失日が記載されていない。

一方、上記の元同僚二人が記憶する申立期間の元同僚のうち、オンライン記録においてA社における資格喪失日が昭和21年4月1日となっている二人の被保険者記録を確認したところ、そのうちの一人は、厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)では資格喪失日が同日となっていることから、同記録は継続されていることが確認できるものの、名簿E及び名簿Fとも資格喪失日の記載は無く、他の一人は、旧台帳の資格喪失日は申立人と同一日となっており同記録は継続していない上、両名簿にも資格喪失日の記載が無いにもかかわらず、オンライン記録の資格喪失日は21年4月1日となっているなど、記録管理に不自然な点が見られる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和20年12月1日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、元同僚の証言から21年4月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和20年11月の保険出張所(当時)の記録から、110円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成16年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年3月

私は、平成11年4月からA事業所のB職として勤め始めた。その勤務期間は4月1日から翌年3月30日までであり、3月については国民年金への変更手続を行うようにとの指示も受けていたのに、申立期間の国民年金保険料の納付記録が無いことを知った。申立期間について、送られてきた納付書で郵便局又はコンビニエンスストアで保険料を納付した記憶があるので、詳しく調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、送付されてきた納付書で申立期間の国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するには、国民年金被保険者資格を再取得することが必要であるが、オンライン記録において、申立人は、平成15年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことに伴い、国民年金被保険者資格を喪失し、以後、同資格を再取得した記録は見当たらず、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成9年5月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 51 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年5月から同年7月まで

私は、20歳になったら必ず国民年金に加入し、国民年金保険料を納付するものと思い、学生時代から納付してきた。社会人になって失業した時も、毎回、国民年金及び健康保険の手続を行い、保険料を納めていた。

平成9年5月に会社を退職後、同年8月に次の会社に再就職するまでの間に、自分で国民年金の再加入手続をA市B役所で行った。その際、年金手帳の「国民年金の記録(1)」の2行目に父親が間違えて記入した内容の訂正を受けたことを覚えている。

申立期間の保険料は、送付されてきた納付書により私又は母親がB役所又は金融機関で3か月分をまとめて納付した。納付する意思を持って手続を行ったため、納付を忘れてたり、納付できなかったとは考えられない。詳しく調査して、記録を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年5月の退職後、同年8月に再就職するまでの間に自身で国民年金の再加入手続を行い、その後、送付されてきた納付書で申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したと主張している。

しかしながら、申立人の所持する年金手帳を見ると、国民年金の被保険者資格取得日が平成9年8月18日から同年5月21日に訂正されていることが確認できるが、同年8月18日は申立人が厚生年金保険の被保険者となった日であり、当該日付を訂正することができるのは同日以降となることから、同年5月の退職後、次の就職までの間に国民年金の再加入手続を行ったとする申立内容とは符合しない。

また、オンライン記録において、申立期間の国民年金保険料を現年度納付又は過年度納付したとする記録は見当たらない上、当該期間に係る納付書はコンピューターにより作成され、OCR(光学式文字読取機)により入力処理されるものであることから、納付記録が漏れたとも考え難い。

さらに、申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月から同年6月までの期間、13年4月、14年11月及び15年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年4月から同年6月まで  
② 平成13年4月  
③ 平成14年11月  
④ 平成15年3月

私は、国民年金保険料を納め始めた時期が遅かったので、国民年金に加入した際に2年前まで遡って納付した。その後も保険料の納め忘れが無いように気を付けていたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付してきたと主張している。

しかしながら、申立期間①及び②について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の基礎年金番号は平成9年2月に付番されており、当該期間の保険料を現年度納付又は過年度納付することが可能であったものの、申立人に係るA市の国民年金収滞納一覧表及び国民年金過年度収滞納一覧表において当該期間は空欄となっており、保険料を現年度納付又は過年度納付したとする記録は見当たらず、オンライン記録と一致する。

また、申立期間③及び④について、申立人に対して平成15年8月12日付けで納付書が作成された記録がオンライン記録で確認でき、当該期間の過年度納付書が作成されたことが推認されるものの、国民年金保険料を納付したとする記録は見当たらない。

なお、B金融機関から提出された申立人の預金口座における国民年金保険料の振替履歴を見ると、申立期間①、②、③及び④共に保険料の振替記録は見当

たらない上、申立期間③及び④の間の平成14年12月から15年2月までについても保険料の振替記録は無く、オンライン記録において、当該期間の保険料を15年5月及び同年6月に過年度納付していることが確認できる。

さらに、申立期間①、②、③及び④に係る納付書はコンピューターにより作成され、OCR（光学式文字読取機）により入力されることから、納付記録が漏れたとも考え難い上、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成10年8月及び同年9月、12年4月及び同年5月並びに12年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年8月及び同年9月  
② 平成12年4月及び同年5月  
③ 平成12年12月

私は、国民年金のことで市役所に相談に行ったところ、65歳まで国民年金保険料を納付しても、受給資格期間の25年を満たすのがぎりぎりであったので、2年前まで遡って納付した。その後も保険料の納め忘れが無いように気を付けていたので、申立期間が未納になっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付してきたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の基礎年金番号は平成11年1月に付番されており、申立期間①、②及び③の保険料を現年度納付又は過年度納付することが可能であったが、申立人に係るA市の国民年金収滞納一覧表及び国民年金過年度収滞納一覧表において当該期間は空欄となっており、保険料を現年度納付又は過年度納付したとする記録は見当たらず、オンライン記録と一致する。

また、オンライン記録の振替記録から、申立人は、平成12年7月の分より国民年金保険料の口座振替を行っていることが推認できるものの、申立人が口座振替を行っていた金融機関の流動性預金明細書(12年8月から13年2月まで)を見ると、申立期間③である12年12月の保険料が口座振替された記載は見当たらない。

さらに、申立期間①、②及び③に係る納付書はコンピューターにより作成さ

れ、OCR（光学式文字読取機）により収納されることから、納付記録が漏れたとも考え難い上、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の平成12年5月から13年3月までの国民年金保険料については、学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

また、申立人の平成15年4月から17年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和55年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年5月から13年3月まで  
② 平成15年4月から17年3月まで

私は、20歳（平成12年\*月）になった当時、大学生で、学生納付特例制度があることを聞いたので、すぐにA市役所で手続きを行い、承認を受けた（申立期間①）。

また、平成15年5月にB市に転居し、転入手続きや国民年金の手続きを行った際、保険料の免除制度があることを教えてもらい、その場で申請を行った。免除の申請は毎年必要と聞いたので、平成16年度についても申請を行った（申立期間②）。

申立期間の記録が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、国民年金保険料の学生納付特例の申請を行って納付猶予されており、申立期間②について、保険料の免除申請手続きを行って免除されていたと主張している。

しかしながら、申立期間①について、申立人が国民年金保険料の学生納付特例の承認を得るためには、市役所で学生納付特例の申請を行う必要があるが、A市の国民年金マスターチェックリストの資格履歴欄には、申立人は、平成13年8月3日に国民年金の加入に係る届出を行っていることが確認できる上、オンライン記録において、申立人の被保険者資格の取得理由欄は当初、「20歳到達」とされていたところ、同年8月22日付けで「学生」と訂正されていることが確認できることから、この時点まで学生として取り扱われていなかった

たものと推認でき、申立人は、過年度となる申立期間①の保険料を学生納付特例により納付猶予されていなかったものと考えられる。

また、申立期間②について、B市の住民基本台帳によると、申立人は、平成15年7月14日に転入届が提出されていることが確認できることから、当該時点で免除申請を行ったとしても、制度上、免除の始期は同年6月となり、同年4月から免除されていたとする申立内容と符合しない上、オンライン記録において、申立期間②に係る免除申請記録及び免除承認記録は見当たらない。

さらに、オンライン記録の納付督促事蹟<sup>じせき</sup>によると、申立人に対して、平成18年7月及び同年8月に戸別訪問（不在）を行い、国民年金保険料の納付勧奨が行われていることが確認でき、申立人は、17年4月以降について既に保険料が全額免除されていることから、平成16年度において保険料の未納期間があったものと推認される。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予及び免除されていたことを示す関連資料(免除承認通知書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付猶予及び免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予及び免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成12年3月、13年3月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年3月  
② 平成13年3月  
③ 平成13年7月

私が国民年金の加入手続を行った際、2年遡って国民年金保険料を納付できることを教えられた。加入して以降の保険料は口座振替で納付していたが、遡って納付する分については納付書が30枚ぐらい送られてきたので、納期限に近いものから保険料を納付した。記録を確認したところ、遡って保険料を納付した3か月（3回分）の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成14年4月頃に市役所支所で国民年金の加入手続を行い、自宅に送付された納付書で、申立期間の国民年金保険料を遡って納付したと主張している。

しかしながら、申立期間①について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の基礎年金番号は、平成14年5月1日に付番されていることがオンライン記録で確認でき、同番号の後の被保険者で同年4月30日に免除申請している者が確認できることから、申立人は、この頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認されるものの、申立人が当該期間の保険料を時効とならず過年度納付するためには、同日中に金融機関で納付する必要があり、後日、送付されてきた納付書で納付したとする申立内容から判断すると、当該期間は、既に時効により保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の母親（国民年金は未加入）に係る平成14年分の確定申告書（控え）の国民年金保険料欄には、24か月分の保険料額（31万9,200円）が

記載されているものの、申立人が、同年中に納付した過年度保険料及び現年度保険料は計 15 か月であることがオンライン記録で確認でき、当該期間に申立期間①（1 か月）を含めて算出した金額とも一致しない。

さらに、申立期間②及び③について、当該期間の前後の国民年金保険料は平成 15 年に納付されていることが確認できるところ、申立人の母親の確定申告書（控え）には、同年分について国民年金保険料の記載が無く、オンライン記録においても未納とされており、申立人が当該期間の保険料を納付したとする形跡は見当たらない。

加えて、上記の確定申告書（控え）以外に、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から9年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 50 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から9年2月まで

私が20歳になったときから、平成11年に就職するまでの国民年金保険料は、母親が全て納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の基礎年金番号は、平成9年2月に払い出されており、申立人が所持する年金手帳の交付日は同年1月24日と記載されていることから、この頃に申立人の加入手続が行われたものと推認され、申立期間の保険料を現年度納付又は過年度納付することが可能であったが、オンライン記録において、申立期間前の7年2月から8年3月までの保険料を過年度納付したことは推認できるものの、申立期間の保険料を現年度納付又は過年度納付したとする記録は見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする時期は、基礎年金制度が導入された平成9年1月以降であり、当該時期における保険料の納付書はコンピューターにより作成され、OCR（光学式文字読取機）により入力処理されることから、保険料の納付記録が漏れたとも考え難い。

さらに、申立人の母親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年5月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月から同年10月まで

私は20歳になった頃、アルバイトをしており、国民年金の加入手続きに行けなかったため母親がA市B役所で加入手続きを行い、その後、結婚するまで国民年金保険料を納付してくれたと聞いているが、母親は亡くなっているため、詳しいことは分からない。

最近になって、申立期間後の昭和53年2月及び同年3月の記録が未納から納付済みへと訂正されたこともあり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった頃、申立人の母親が国民年金加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずであると主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は昭和44年9月に払い出されており、同時期における任意加入被保険者の資格取得日が同年11月21日であることから、この頃に申立人の加入手続きが行われたものと推認され、申立期間の保険料を現年度納付又は過年度納付することが可能であったが、A市の国民年金被保険者名簿において申立期間に係る現年度納付記録は見当たらず、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳においても過年度納付記録は見当たらない。

なお、申立人と同日に連番で国民年金手帳記号番号が払い出されている申立人の兄も、A市の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳において、昭和44年11月から納付開始となっていることが確認できる。

また、申立人の氏名について複数の読み名検索を行うも、上記とは別の国民

年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人の母親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年10月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月から56年3月まで

私は、昭和52年に学校卒業後、自宅で両親と共に自営業を営んでいた。両親は共に国民年金に加入していたので、私が20歳になったときに経理を担当していた母親が市役所で加入手続きを行い、その後、3人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料について未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった際、申立人の母親が国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和56年5月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認できることから、この頃に申立人の加入手続きが行われたものと推認され、この時点では、申立期間のうち、54年3月以前は既に時効により保険料を納付できない期間であり、申立人の母親は、当該期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の国民年金加入手続きが行われた上記の時点では、昭和54年4月以降の国民年金保険料を過年度納付することが可能であったが、申立人の当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、当該期間の保険料を過年度納付したとする記録は見当たらず、申立人から保険料を遡って納付したとの主張も無い。

さらに、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人の母親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は



無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成7年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月

母親が、平成4年\*月頃、A市役所で私の国民年金の加入手続きを行い、私が20歳となった同年\*月から大学を卒業する7年3月まで、同市役所で国民年金保険料を毎月納付してくれていた。申立期間の保険料は母親が納付してくれたはずであるので、調査してほしい。

なお、申立期間の国民年金保険料を納付していたことが記載されている父親の確定申告書（控え）を提出する。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、平成4年\*月頃、A市役所で申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立人が20歳となった同年\*月から申立期間である7年3月まで、同市役所で国民年金保険料を毎月納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿では、申立期間の国民年金保険料は未納とされており、オンライン記録とも一致する上、申立人については、平成7年8月8日に、市役所において納付することができない過年度納付書が社会保険事務所（当時）から発行されていることがオンライン記録により確認でき、当該納付書が発行された時点では、申立期間の保険料は未納であったものと考えられ、申立内容とは符合しない。

なお、申立人の両親については、上記と同時期である平成7年8月に過年度納付書が発行されていることがオンライン記録により確認でき、当該納付書は同年2月及び同年3月のものと推認されるものの、当該期間については同年9月4日に国民年金保険料の申請免除期間とされていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した根拠として、申立人の父親に係る平成7年分の確定申告書（控え）の社会保険料控除欄に18万

7,000 円の国民年金保険料が計上されていることを挙げているが、申立人の両親については、同年には申請免除期間として国民年金保険料を納付していないことが確認できることから、計上額は実際の納付額とは大幅に異なる上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和62年2月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年2月から平成元年3月まで

私は、20歳になったことを契機に、昭和62年\*月頃、A市役所B支所で国民年金の加入手続を行い、現在所持している年金手帳の交付を受け、申立期間の国民年金保険料については、毎月欠かさず自宅で集金人に納付していたので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和62年\*月頃、A市役所B支所で国民年金の加入手続を行い、現在所持している年金手帳の交付を受け、申立期間の国民年金保険料については、毎月欠かさず集金人に納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年12月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿の異動年月欄にも「1.12」と記載されていることから、この時期に申立人の国民年金の加入手続が行われたものと推認でき、申立内容とは符合しない上、この時点では、申立期間の一部は既に時効により保険料を納付することができない。

また、オンライン記録により、申立人については、平成2年7月7日に過年度納付書が発行されており、同年8月から3年12月にかけて、元年4月から同年11月までの国民年金保険料を6回に分けて過年度納付していることが確認できるものの、申立期間の保険料については納付が確認できず、A市の国民年金過年度収滞納一覧表においても未納となっている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人の氏名を複数の読み

方で検索したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年2月1日から同年5月15日まで  
② 昭和48年1月から同年11月30日まで  
③ 昭和48年12月1日から50年6月30日まで

私は、申立期間①はA社、申立期間②はB社、申立期間③はC社（現在は、D社）で勤務していた。国（厚生労働省）の記録では、申立期間①、②及び③についての厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の具体的な供述から、申立人が、申立期間①において、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事務センターは、「適用事業所名簿を検索した結果、A社が厚生年金保険適用事業所であったことを確認できない。」と回答している上、申立人は、「A社は事業主を除けば従業員は自分だけであった。」と供述していることから、当時、当該事業所は厚生年金保険法の適用を受ける必要の無い非適用事業所であったことが考えられる。

また、A社の所在地を管轄する法務局は、「法人登記簿に該当する法人は見当たらない。」と回答している上、当時の事業主の所在が不明であることから、申立人の当該事業所における厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

さらに、公共職業安定所は、「申立期間①について、雇用保険の被保険者記録は見当たらない。」と回答している。

申立期間②について、申立人の具体的な供述及び元同僚の証言から、申立人が、申立期間②において、B社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事務センターは、「適用事業所名簿を検索した結果、B社が

厚生年金保険適用事業所であったことを確認できない。」と回答している上、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の当該事業所における厚生年金保険の加入状況について確認することができず、B社における上記の元同僚は、「B社に係る私の厚生年金保険被保険者記録も確認できない。」と供述している。

また、B社の所在地を管轄する法務局は、「法人登記簿に該当する法人は見当たらない。」と回答している。

さらに、公共職業安定所は、「申立期間②について、雇用保険の被保険者記録は見当たらない。」と回答している。

申立期間③について、申立人の具体的な供述から、申立人が、申立期間③において、C社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険適用事業所になったのは昭和51年9月25日であり、申立期間③は適用事業所になる前の期間である。

また、C社の申立期間③当時の事業主は既に死亡している上、同社は、「当時の届出、納付関係の資料を保管していないため、当時の状況は不明である。」と回答しており、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

さらに、C社が厚生年金保険適用事業所になった日（昭和51年9月25日）に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、かつ、生存・所在地がオンライン記録により確認できた二人に照会したところ、一人から回答があり、「私の在籍期間は、昭和51年4月から同年12月までであるが、厚生年金保険の加入は事業所が新規適用となった日からである。」と供述している。

加えて、公共職業安定所は、「申立期間③について、雇用保険の被保険者記録は見当たらない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、③、⑤、⑦及び⑧について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②、④、⑥及び⑨について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 5 月から同年 8 月 1 日まで  
② 昭和 40 年 10 月 1 日から同年 11 月 30 日まで  
③ 昭和 40 年 11 月 30 日から 41 年 4 月 1 日まで  
④ 昭和 41 年 4 月 1 日から同年 11 月 8 日まで  
⑤ 昭和 41 年 12 月 10 日から 42 年 2 月 1 日まで  
⑥ 昭和 42 年 2 月 1 日から 43 年 5 月 11 日まで  
⑦ 昭和 43 年 5 月 11 日から 44 年 3 月 1 日まで  
⑧ 昭和 44 年 10 月 28 日から 45 年 1 月 6 日まで  
⑨ 昭和 46 年 10 月 1 日から 59 年 3 月 1 日まで

申立期間①及び③はA社、申立期間⑤はB社、申立期間⑦及び⑧はC社に勤務していたにもかかわらず、年金の記録が無い。また、各事業所で勤務した一部の期間（申立期間②、④、⑥及び⑨）について、オンラインで記録されている標準報酬月額が実際の給与支給額と相違しているため記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「昭和 39 年 5 月から A 社で勤務していた。」と主張している。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主も死亡していることから、申立人の申立期間①における勤務実態及



び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、A社において、申立人と同日（昭和39年8月1日）に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者を二人確認できるものの、いずれも連絡先不明のため、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について証言を得ることができない。

さらに、申立期間①当時の事務担当者は、「従業員の中には社会保険料を負担することを嫌い、社会保険に加入しない者もいた。加入しない者の給与から保険料は控除しないと思う。」と証言していることから、同社では、全ての従業員について厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

2 申立期間②について、申立人は、「給与は5万円以上あった。」と主張している。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主も死亡している上、申立人は、申立期間②に係る給与明細書等を保有していないことから、申立人の当該期間における報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、オンライン記録により、当該事業所において、昭和40年10月に定時決定していることが確認できる被保険者8人の標準報酬月額の推移について確認したところ、申立人の標準報酬月額のみが他の同僚の取扱いと異なり低額である事情は見当たらない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額の記録が遡って訂正された形跡は無く、不自然な点は見当たらない。

3 申立期間③について、申立人は、「A社に継続して勤務していた。」と主張している。

しかしながら、A社は昭和40年11月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間③当時は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではない期間である。

また、申立人が申立期間③後に厚生年金保険被保険者資格を取得しているD社において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和41年4月1日に申立人と同様に同被保険者資格を取得している元同僚は、「私がD社に入社した時、既に申立人は勤務していた。」と証言している上、オンライン記録によると、申立人と同様に、A社に係る同被保険者資格を喪失後、D社において同被保険者資格を取得している者は、申立人を除き3人確認できるが、いずれもA社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった40年11月30日に同被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、上記3人のうち、連絡先の判明した一人に照会したものの、申立人の申立期間③における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況については、

「分からない。」と回答している上、A社及びD社は、いずれも既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、両社の元事業主も連絡先不明又は死亡していることから、申立人の申立期間③における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

4 申立期間④について、申立人は、「給与は7万円から8万円あった。」と主張している。

しかしながら、D社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の元事業主も死亡している上、申立人は、申立期間④に係る給与明細書等を保有していないことから、申立人の当該期間における報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、申立期間④において、厚生年金保険被保険者記録を有する元従業員（営業）によると、「給与は生活するのがやっとくらいの金額だったと記憶しており、自分自身の標準報酬月額は、ほぼ間違いない。」と証言している。

さらに、D社に係る事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）を確認しても、申立人の標準報酬月額が遡って訂正された形跡は無く、同社において厚生年金保険被保険者記録を有する申立人を含む15人の標準報酬月額を確認しても、申立人の標準報酬月額のみが他の同僚の取扱いと異なり低額である事情は見当たらない。

5 申立期間⑤について、申立人は、「B社で勤務していた。」と主張している。

しかしながら、B社は既に解散している上、元事業主も死亡していることから、申立人の申立期間⑤における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、B社における被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得している10人のうち9人が、同社で被保険者資格を取得する直前において、E事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、両事業所で事務を担当していた元従業員によると、「社会保険関係の届出及び給与事務は申立人の兄がしていた。言われたとおりに給与計算をし、給与袋にお金を詰めていたが、厚生年金保険に加入していない者の給与から厚生年金保険料を控除することはないと思う。」と証言している。

さらに、B社において申立人と同日（昭和42年2月1日）に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者を4人確認でき、連絡先の判明した一人に照会したものの、回答が得られず申立人の申立期間⑤における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

6 申立期間⑥について、申立人は、「給与は、7万円から8万円あった。」と主張している。

しかしながら、B社は既に解散しており、元事業主も死亡している上、申立人は、申立期間⑥に係る給与明細書等を保有していないことから、申立人

の当該期間における報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、E事業所及びB社において事務を担者していたとする元従業員によると、「社会保険関係の届出及び給与は事業主である申立人の兄がしていた。指示されたとおりに給与計算をしていたが、私の記録に間違いはない。」と証言している。

さらに、申立人と同職種であった複数の同僚の標準報酬月額は、申立人と同額又はほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが他の同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

7 申立期間⑦について、申立人は、「C社に勤務していた。」と主張している。

しかしながら、商業登記簿謄本によると、C社の設立日は昭和44年1月\*日である上、オンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日は同年3月1日であることが確認できることから、申立期間⑦は、厚生年金保険の適用事業所となる前の期間であり、当該期間の一部の期間は、同社の会社設立前の期間である。

また、C社は既に解散しており、元事業主も死亡していることから、申立人の申立期間⑦における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

さらに、C社において、申立人と同日に厚生年金保険の被保険資格を取得している7人のうち、申立人を除く3人がいずれもB社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった月である昭和43年5月に同被保険者資格を喪失しているところ、当該3人のうち、連絡先の判明した二人に照会し、一人から回答があったものの、当時のことを記憶しておらず、申立人の申立期間⑦における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について証言を得ることができない。

8 申立期間⑧について、申立人は、「C社に継続して勤務していた。」と主張しているところ、当該期間当時、同社において厚生年金保険の被保険者記録を有する4人に照会し、2人から回答があったものの、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について証言を得ることができない。

また、C社に係る被保険者名簿によると、申立人の申立期間⑧前後に係る健康保険証の整理番号は異なっている上、申立人が昭和44年10月28日に同社に係る被保険者資格を喪失した際に、健康保険証を返納した記載が確認できる。

加えて、申立人がC社において昭和45年1月6日付けで厚生年金保険の被保険者資格を再取得した際の同被保険者台帳記号番号は、44年3月1日付けで取得した際の記号番号とは異なっており、同被保険者台帳記号番号払出簿によると、再取得した際の記号番号は、45年1月22日付けで払い出さ

れていることが確認できる。

- 9 申立期間⑨について、申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間のうち、昭和54年1月から57年12月までの標準報酬月額については、申立人から提出されたC社における54年分、55年分、56年分及び57年分の所得税の確定申告書から、給与支払金額はそれぞれ申立人の主張する標準報酬月額に見合う報酬が支払われていたことが推認できるものの、上記の確定申告書に記載されている「社会保険料控除欄」の金額を基に算出した標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額とおおむね一致していることが確認できることから、特例法の保険給付の対象には当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間⑨のうち、昭和46年10月から53年12月までの期間及び58年1月から59年2月までの期間について、申立人は、源泉徴収票及び給与明細書等を保有していない上、C社は既に解散しており、元事業主も死亡していることから、申立人の当該期間における報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

さらに、C社に係る被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額が遡って訂正された形跡は無く、不自然な点は見当たらない。

- 10 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①、③、⑤、⑦及び⑧について、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②、④、⑥及び⑨について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年9月頃から23年4月頃まで  
② 昭和25年10月頃から26年3月頃まで

私は、昭和21年9月頃、当時のA県水産試験場（現在は、A県立Bセンター）所有の「C丸」又は「D丸」に乗組員として乗船し、23年4月頃に下船した。

また、昭和25年10月頃に前述の「C丸」に乗組員として乗船し、26年4月に、同船はA県E会に移管されたが、直前の同年3月に下船した。

当時の私の身分は不明であるが、仮に非常勤職員であったとしても船員という危険な職務に従事していたにもかかわらず、当該期間の船員保険の加入記録が無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間①及び②において、A県水産試験場が所有していたC丸又はD丸に乗船していた。」と主張している。

しかしながら、A事務センターは、「A県水産試験場が所有するC丸又はD丸については、申立期間において、船員保険の適用船舶であった記録は確認できない。なお、同試験場の所有する船舶の船員保険被保険者記録は、昭和19年5月6日以後は確認できない。」と回答している。

また、A県立Bセンターは、「申立人の申立期間①に係る資料は保存しておらず、昭和25年9月の当県水産試験場の『C丸乗務員採用についての伺』に添付されていた申立人から提出のあった履歴書を見ると、職歴欄に、『昭和20年10月にF市G事業所入社、22年4月退職』と記載されていることが確認できることから、申立人は、申立期間①には、当センターには在籍していなかったものと考えられる。また、申立期間②についても、同伺により、当時、H

事務局に貸与していたC丸に25年9月30日付で採用したとの記載が確認できるものの、申立期間当時の船員保険関係資料は保存していない。」と回答している上、H事務局は、「『水産庁H事務局10年史(昭和36年)』及び『事務局のあゆみ(27年5月)』を見ると、25年度から31年9月までの間、C丸を当局の管轄海域の漁業取締りの用船として使用していたことは確認できるものの、当該資料以外は保存していないため、C丸に乗船していた船員の船員保険への加入状況等については確認できない。」と回答していることから、申立人の申立期間①及び②における船員保険の加入状況等について確認することができない。

さらに、申立人がC丸の乗船員として名前を挙げている複数の同僚については、申立期間①及び②における船員保険の加入記録は確認できない上、当該同僚の連絡先が判明しないことから、同僚調査を行えず、申立人の申立期間①及び②における勤務実態等について確認することができない。

このほか、申立期間①及び②における船員保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①及び②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 23 年 4 月から 24 年 5 月 20 日まで  
② 昭和 26 年 3 月 15 日から同年 5 月 17 日まで

私は、昭和 23 年 4 月から A 事業所内にある B 店に勤務し、C などの仕事に約 2 年間従事していたが、同年同月から 24 年 5 月 20 日までの厚生年金保険の加入記録が無い（申立期間①）。

その後、時期はよく分からないが、A 内の D 部に移り、昭和 29 年 4 月まで D の業務に従事していたが、26 年 3 月 15 日から同年 5 月 17 日までの厚生年金保険の加入記録が無い（申立期間②）。

上記期間の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A 事業所内にある B 店に勤務していたとする元同僚の証言から、期間の特定はできないものの、申立人が、申立期間①において上記 B で勤務していたことは推認できる。

しかし、「E 労務者に対する健康保険法及び厚生年金保険法の適用に関する件」（昭和 23 年 12 月 1 日付け保発第 92 号）により、E において勤務する日本人労働者に対して社会保険制度が適用となったのは 24 年 4 月 1 日以降であり、申立期間①のうち、23 年 4 月から 24 年 4 月 1 日までの期間は、関係事業所が厚生年金保険法の適用事業所となる前の期間である。

また、上記の元同僚からは、申立人の申立期間①における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除についての証言を得ることができない。

2 申立期間②について、申立人が当該期間の前後に所属していた F 事業所及び G 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の前後 3 ページに記載され、申立期間②において厚生年金保険の加入記録を有す

る 11 人に文書照会したが、回答のあった 7 人は、いずれも申立人のことを記憶していない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)によると、申立人は、申立期間②直前の昭和 26 年 3 月 15 日に F 事業所で同被保険者資格を喪失し、その後、別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で同年 5 月 17 日に G 事業所で同資格を再取得していることが確認できる。

- 3 申立期間①及び②について、県に保存されている関係書類を調査したが、申立人の厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 11 月 17 日から同年 12 月 20 日まで  
② 昭和 49 年 12 月 20 日から 50 年 4 月 2 日まで

私は、昭和 49 年 4 月 12 日に A 県 B 課に日々雇用職員として採用され、同年 8 月 10 日に退職した。その後、同年同月 21 日に同事業所に再雇用され、同年 12 月 20 日に退職した。

しかしながら、昭和 49 年 11 月 17 日から同年 12 月 20 日までの期間（申立期間①）について、厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

また、私は、昭和 49 年 12 月 20 日に A 県 B 課を退職後、同日付で、C 事業所に日々雇用職員として採用され、50 年 8 月 2 日に退職した。

しかしながら、昭和 49 年 12 月 20 日から 50 年 4 月 2 日までの期間（申立期間②）について、厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「昭和 49 年 8 月 21 日に A 県 B 課に日々雇用職員として再雇用され、同年 12 月 20 日に退職した。」と主張しているところ、申立人から提出を受けた A 県発行の「履歴書」には、「日々雇用職員台帳」に上記期間の記載がある旨、証明していることが確認できる。

しかしながら、A 県 D 課から提出を受けた「日々雇用職員台帳」の記載によると、申立人の同県 B 課における雇用承認期間は、昭和 49 年 4 月 12 日から同年 8 月 10 日までの期間及び同年同月 21 日から同年 12 月 20 日までの期間とされていることから、履歴書記載の内容は、「日々雇用職員台帳」の雇用承認期間を転記したものと考えられる。

また、申立人に係る雇用保険被保険者記録によると昭和49年8月21日にA県E課に係る被保険者資格を取得し、同年11月16日に離職していることが確認できる。

- 2 申立期間②について、申立人は、「昭和49年12月20日にC事業所に日々雇用職員として採用され、50年8月2日に退職した。」と主張しているところ、オンライン記録により、申立期間②において、C事業所又はF事業所(県庁内に事務所が置かれた、会長を県知事とする事業所)に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる10人のうち、連絡先が判明した7人に照会したところ、6人から回答があり、そのうちの一人は、「申立人は、49年12月の中旬頃に入職してきた。入職前は、県のG関係での勤務経験がある方だったと記憶している。」と証言している。

しかしながら、申立人から提出を受けた前記の「履歴書」及び、A県D課から提出を受けた「日々雇用職員台帳」によると、申立人のC事業所における雇用承認期間は、昭和50年4月2日から同年8月1日までとされていることが確認できる。

また、申立人に係る雇用保険被保険者記録によると、申立期間②における同被保険者記録は確認できないところ、昭和50年4月2日に事業所名は不明ながら、A県内の事業所において同被保険者資格を取得し、同年8月1日に離職していることが確認できる。

さらに、C事業所及びF事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間②において、被保険者資格を取得している者の中に申立人の氏名は確認できない。

- 3 加えて、F事業所は、既に解散されており、申立人の申立期間①及び②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、A県D課は、申立人の申立期間①及び②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について「出勤簿、賃金台帳等の関係資料が現存していないため、不明である。」と回答しており、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年6月1日から45年2月1日まで  
② 昭和48年3月14日から50年3月6日まで

私は、昭和43年6月1日から45年2月1日までA社に勤務していた。また、47年7月1日から50年3月6日までは、B社（現在は、C社）に継続して勤務していた。しかし、実際の勤務期間と国（厚生労働省）の記録が相違していることに納得できないので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立期間①について、申立人は、「昭和43年6月1日から45年2月1日までA社に勤務していた。」と主張している。

しかしながら、A社は既に解散しており、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況を確認することができない。

また、A社で申立期間①当時、社会保険事務担当者だったとする元従業員によると「申立人の勤務期間は申立期間①頃ではなく、国の記録どおりの期間であったのではないか。私が記憶する他の元従業員の入社よりも後に申立人が入社した記憶がある。申立期間①当時の業務内容についても、申立人の主張する業務内容とは異なっている。」と証言している上、申立人の同社に係る厚生年金保険被保険者期間(昭和48年3月14日から50年1月21日まで)頃において、同被保険者記録を有する別の元従業員は、「申立人は私が勤務してから、しばらくして入社した。私が日報に申立人の作業内容について記載した記憶もある。当時、作業場所で行われていたのはD業務であった。」と証言しており、当該元従業員の証言する職務内容は、申立人の記憶する同社における職務内容と一致する。

さらに、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被

保険者原票」という。)によると、昭和48年3月14日に同社に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得し、50年1月21日に同被保険者資格を喪失していることが確認でき、オンライン記録と一致する。

加えて、申立人のA社に係る雇用保険の被保険者記録はオンライン記録と符合する。

- 2 申立期間②について、申立人は、「昭和47年7月1日から50年3月6日までB社で継続して勤務していた。」と主張している。

しかしながら、C社は、「申立期間②当時のことを知る者もおらず、資料や記録に関しては不明である。」と回答しており、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況を確認することができない。

また、申立期間②頃において、B社に係る厚生年金保険被保険者記録を有し、住所の判明した元従業員及び申立人の記憶する元同僚を含む7人に照会し、4人から回答があったものの、申立人の同社に係る申立期間②における厚生年金保険の加入をうかがわせる証言は得られない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間②のうち、昭和48年3月14日から50年1月21日までの期間について、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

加えて、申立人のB社に係る被保険者原票によると、昭和47年7月1日に同社に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得し、48年3月24日に同資格を喪失していることが確認できる上、健康保険証を返納した記載も確認できる。

- 3 このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月1日から41年10月1日まで

私は、昭和36年4月1日から57年4月頃までA施設（後のB施設。現在は、C施設）に勤務していたが、36年4月1日から41年10月1日までの厚生年金保険の加入記録が欠落している。

この期間は、A施設D支部に勤務していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB施設の事務担当者の証言により、申立人は、申立期間のうち、昭和36年8月1日から41年10月1日までA施設D支部に勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、A施設D支部が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和36年12月であり、申立期間のうち、同年4月1日から同年11月までは、同事業所が適用事業所となる前の期間であることが確認できる。

また、B施設は、「当時の関係資料が無いため、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除については不明である。」と回答している。

さらに、A施設D支部において社会保険事務を担当していたとする元同僚は、「申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除については記憶していないが、公的機関から当支部に来た者については、必ずしも全員を同保険に加入させていなかったように思う。私が勤務し始めた昭和41年当時、公的機関を一旦退職し、復職を前提に当支部に出向していたと思われる従業員が二人おり、いずれも同保険には加入させていなかったと思う。申立人は、

この二人と同様に復職前提の出向者であるとして、同保険には加入させない取扱いをしていた可能性がある。」と供述しているところ、E施設は、「当該二人及び申立人の人事記録には、いずれも『辞職（出向）』と記載されている。」と回答している上、オンライン記録によると、当該二人について、同年当時、同支部における同保険の加入記録が確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年11月1日から42年10月1日まで  
② 昭和42年10月1日から44年4月1日まで

私は、A社退職後に脱退手当金を受け取った記憶が無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人に対し脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間①及び②に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和44年7月11日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 5 月から 37 年 3 月 1 日まで  
② 昭和 38 年 6 月 26 日から 39 年 1 月まで  
③ 昭和 39 年 1 月から 40 年 9 月 1 日まで

私は、職業紹介所から派遣されてA社で勤務し、昭和 35 年 5 月から 39 年 1 月までB職をしていたが、35 年 5 月から 37 年 3 月 1 日までの期間及び 38 年 6 月 26 日から 39 年 1 月までの期間の厚生年金保険の加入記録が無い(申立期間①及び②)。

また、私は、A社を退社後、C社に就職し、昭和 39 年 1 月から 42 年 2 月までB職をしていたが、39 年 1 月から 40 年 9 月 1 日までの厚生年金保険の加入記録が無い(申立期間③)。

上記の申立期間①、②及び③の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該期間に厚生年金保険の加入記録を有する元従業員 14 人に照会したが、申立人が当該期間に同社で勤務していたことを確認することができない。

また、A社は、既に閉鎖しており、元事業主は所在不明であるため、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認することができない。

さらに、A社の元同僚は、「職業紹介所から当社に派遣された者は、すぐには当社の社員にはなれず、成績の良い者だけが社員になることができたので、申立人は、派遣された当初は当社の社員ではなかったと思う。」と証言しているところ、申立人と同様に、職業紹介所からA社に派遣され、B職をしていた



とする元従業員は、「派遣後、数か月が経過した頃に、ノルマが達成できるようになったため、同社の社員になることができた。同社の社員になるまでは、職業紹介所から給料を受け取り、厚生年金保険には加入させてもらえなかった。」と証言している。

加えて、申立人は、職業紹介所の名称を記憶していないため、オンライン記録により、事業所名に職業紹介所が含まれる厚生年金保険の適用事業所を調査したところ、1事業所が確認できたが、当該事業所の同保険の被保険者には申立人の氏名は見当たらない。

申立期間③について、雇用保険の加入記録により、申立人は、当該期間のうち昭和40年8月21日から同年9月1日までC社に勤務していたことが確認できる。

しかし、C社において申立期間③に厚生年金保険の加入記録を有する元従業員15人に照会したが、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立人が申立期間③のうち昭和40年8月21日より前の期間に同社で勤務していたことを確認することができない。

また、C社の複数の元従業員は、「申立期間③当時、短期の雇用契約による臨時社員が多数おり、このうち成績の良い者だけが正社員になることができ、正社員となってからもしくは試用期間があった。臨時社員や試用期間中の正社員は厚生年金保険には加入させてもらえなかった。」と証言している。

さらに、C社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の元事業主は所在不明であるため、申立人の申立期間③における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年8月1日から23年2月28日まで  
② 昭和30年12月15日から35年2月28日まで

私は、昭和21年8月1日から23年2月28日までA市B地区にあったC社D部に勤務していたが、国の年金記録では、同期間の厚生年金保険の加入記録が無い（申立期間①）。

また、昭和30年12月15日から35年2月28日まではE社に勤務していたが、国の年金記録では、同期間の厚生年金保険の加入記録が無い（申立期間②）。

上記期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「申立期間①にA市B地区にあったC社に勤務していた。」と主張している。

しかし、所在地を管轄する法務局において、C社の商業登記は確認できない上、オンライン記録及びA市B地区に係る事業所名簿によると、申立期間当時、同市同地区内にC社という事業所名の厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

また、申立人は、C社の元事業主の氏名を記憶していない上、申立人が記憶する同社の元同僚に係る厚生年金保険の加入記録を確認することができないことから、申立人の申立期間①における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認することができない。

申立期間②について、E社の元同僚の証言から、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記の元同僚は、「昭和31年頃から56年までE社で勤務していた

が、厚生年金保険の加入記録は50年からしかない。」と証言しているところ、オンライン記録によると、当該元同僚は、同年7月4日に同保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、申立期間②を含む昭和21年3月1日から50年7月4日までに厚生年金保険被保険者資格を取得した者のうち、所在が判明した18人に照会したところ、回答があった6人のうちの4人（いずれも申立人と同職種）は、「自分の厚生年金保険の加入時期は、入社時期よりも遅い。」と証言している。

また、申立人が記憶するE社の元事業主は既に死亡しているため、申立人の申立期間②における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認することができない。

さらに、E社に係る被保険者名簿において、申立人の氏名は見当たらない上、健康保険整理番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 兵庫厚生年金 事案 4424 (事案 1953 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 6 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 22 年 5 月 25 日から 23 年 6 月 10 日まで  
② 昭和 23 年 9 月 30 日から 24 年 2 月 1 日まで

私は、夫と昭和 22 年 11 月に結婚し、申立期間①及び②当時、夫が A 社に継続して勤務していたこと、同社の社員として私の親類やそれ以外の複数の者がいたことを記憶している。

私の夫は、申立期間①及び②において、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、年金記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、i) A 社等に勤務した元同僚 14 人に聴取したところ、勤務期間を記憶していない者等 4 人を除く 10 人が、「勤務していた期間と厚生年金保険の加入期間の記録が一致しない。」と供述しており、複数の元同僚の厚生年金保険被保険者記録について申立人と同様に被保険者期間に欠落がみられ、多くの従業員について一時期、厚生年金保険の被保険者資格を喪失させていたことがうかがえること、ii) 申立期間①について、申立人が A 社と一緒に勤務したと記憶する元同僚は、ほぼ同じ期間に同社における厚生年金保険被保険者記録が無いこと、iii) 申立期間②について、当該元同僚と元同僚の一人も、当該期間に同社における厚生年金保険被保険者記録が無いこと、iv) 申立期間当時の事業主及び事務担当者は既に死亡しているため、申立人の当時の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成 22 年 7 月 26 日付で

通知が行われている。

今回、申立代理人は、「申立人が申立期間①及び②にA社で継続して勤務していたこと、同社の社員として私の親類やそれ以外の複数の者がいたことを記憶しており、申立人は当該期間に給与から厚生年金保険料が控除されていたはずである。」と主張して再申立てを行っている。

しかし、申立代理人が挙げた親類等について調査したが、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除についての証言を得ることができない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、今回の申立人の主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月 25 日から 42 年 3 月 2 日まで  
国の年金記録では、A社（現在は、B社）で勤務していた昭和 38 年 10 月 25 日から 42 年 3 月 2 日までの期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

A社は結婚のために退職したが、脱退手当金は請求していないし、受け取った記憶も無いので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金裁定請求書及び脱退手当金計算書における脱退手当金支給額及び支給決定年月日の記載は、オンライン記録と一致することが確認できる。

また、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から 39 年 11 月 23 日まで

私は、昭和 35 年 4 月 1 日から 39 年 11 月 23 日まで A 社に勤務していたが、国の年金記録では、同期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社の複数の元同僚の証言から、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 41 年 2 月であり、申立期間は、同社が適用事業所となる前の期間であることが確認できる。

また、A 社の元事業主は、既に死亡しているため、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認することができない。

さらに、昭和 34 年から 45 年まで A 社で勤務していたとする元同僚は、「当初は厚生年金保険に加入させてもらえず、国民年金に加入していた。」と証言しているところ、オンライン記録等によると、申立人は、申立期間のうち、39 年 \* 月から同年 \* 月まで国民年金に加入し、同年 \* 月から同年 \* 月までの保険料を現年度納付していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 1 月 1 日から 57 年 7 月 1 日まで  
② 昭和 57 年 7 月 1 日から平成元年 12 月 1 日まで  
③ 平成 5 年 9 月 28 日から 7 年 8 月 15 日まで

私は、昭和 50 年 12 月 1 日から 57 年 7 月 1 日までの期間、A 社において代表取締役として勤務していたにもかかわらず、申立期間①の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

また、昭和 57 年 7 月 1 日から平成 7 年 8 月 15 日までの期間、B 社において勤務していたにもかかわらず、申立期間②及び③における被保険者記録が欠落していることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「厚生年金保険の加入記録が確認できる昭和 53 年 1 月 1 日ではなく、57 年 7 月 1 日まで、A 社の代表取締役として勤務し、厚生年金保険料を控除されていた。」と主張している。

しかしながら、A 社は、昭和 53 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間①は同社が適用事業所ではない期間である。

また、A 社の事業主である申立人に対し、厚生年金保険の被保険者資格取得及び喪失の届出、保険料の納付等に関する資料について照会したが、回答を得ることができず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除等について確認することができない。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）を見ると、同社が適用事業所でなくなった昭和 53 年 1 月 1 日まで在籍していた申立人を除く元従業員 9 人全員が、同日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。



加えて、A社に係る被保険者名簿を見ると、申立人は、昭和50年12月1日に被保険者資格を取得し、53年1月1日に同資格を喪失していることが確認でき、オンライン記録と一致している上、同社に係る登記簿を見ると、申立人は、昭和50年12月\*日から57年6月\*日までの期間について同社の代表取締役であったことが確認できる。

- 2 申立期間②及び③について、申立人は、「B社には、昭和57年7月1日から平成7年8月15日までの期間、勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が元年12月1日から5年9月28日までの期間となっていることに納得できない。」と主張している。

しかしながら、B社は、平成元年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、5年9月28日に適用事業所でなくなっていることから、申立期間は同社が適用事業所ではない期間である。

また、平成4年12月24日までB社の事業主であった申立人に対し、厚生年金保険の被保険者資格取得及び喪失の届出、保険料の納付等に関する資料について照会したが、回答を得られない上、同年同月25日以降の事業主は、「私は、同社についてはC協会を介して買収しただけであり、申立人とは面識も無く、雇用したことも無い。当時、同社には従業員はおらず、資産も無く事業所としての実態は無かった。同社の関係書類は何も保管していないので、同社における厚生年金保険の加入状況等については何も分からない。」と供述していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除等について確認することができない。

さらに、B社に係る被保険者名簿を見ると、申立人は、平成元年12月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、5年9月28日に同資格を喪失していることが確認でき、オンライン記録と一致している。

加えて、B社に係る登記簿を見ると、申立人は、昭和57年7月\*日から平成4年12月\*日までの期間について、同社の代表取締役であったことが確認できる。

- 3 このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録の訂正が認められるか否かを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履

行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

仮に、申立期間について、厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることができたとしても、事業主である申立人は、前述のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 6 月 21 日から平成 2 年 4 月 30 日まで

私は、昭和 63 年 6 月頃から平成 2 年 4 月頃までの間、A 県の B 社（実際の勤務地は C 国）で継続して勤務し、給与から厚生年金保険料又は船員保険料を控除されていたにもかかわらず、被保険者記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間において、A 県 D 市に所在する B 社に勤務し、C 国の事業所で働いていた。」と主張している。

しかしながら、B 社は、厚生年金保険の適用事業所及び船舶所有者として確認できない上、所在地を管轄する法務局において、同社に係る商業登記簿謄本も確認できない。

一方、申立人は、「B 社については、所在地は D 市、事業内容は E 業、事業主は F 氏であった。」と供述しており、当該条件をもとに、同市の漁業協同組合等に照会したところ、同市に G 社（事業主は F 氏）が存在することが判明したことから、同社の事業主に申立人について照会したところ、「申立人を記憶しているが、当社は申立人とは雇用契約を結んでいないし、年金にも加入させていない。C 国での新規事業について、契約書も交わしていないし、申立期間当時の申立人についての書類そのものも作成していない。」と回答している。

また、申立人は、当時の同僚等の氏名を記憶しておらず、同僚調査等を行うことができないことから、申立人の申立期間における勤務実態等を確認することができない。

さらに、G 社は、厚生年金保険の適用事業所及び船舶所有者として確認できない上、同社の事業主に係るオンライン記録を見ると、申立期間に係る厚生年

金保険等への加入記録は確認できない。

加えて、申立人に係る戸籍の附票を見ると、昭和 63 年 11 月 29 日から平成 2 年 5 月 30 日までの期間の住所地はC国であることが確認できる上、申立人も、「健康保険については、現地の保険に入り、現地の保険証をもらった。」と供述している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 8 月 1 日から 20 年 10 月 1 日まで

私は、平成 14 年 8 月 1 日に A 社に入社し、現在も継続して勤務しているが、私の年金記録では、同年同月同日から 20 年 10 月 1 日までの期間の標準報酬月額が、給与振込額より低くされており納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成 20 年 1 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間について、事業所から提供された申立人に係る平成 20 年度賃金台帳により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額及び申立人に係る給与支給額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額と同額もしくは下回っていることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

- 2 一方、申立期間のうち、平成 14 年 8 月 1 日から 20 年 1 月 1 日までの期間について、申立人から提出のあった預金通帳を見ると、A 社からの振込額が確認できるが、当該期間に係る厚生年金保険料の控除額等を確認することができない。

さらに、A社は、「申立期間当時の厚生年金保険担当職員の退職、社会保険等の業務委託先事務所の閉鎖等のため、平成19年度以前の賃金台帳等詳細な資料は保存していない。」と回答しており、申立人に係る給与支給額及び厚生年金保険料額の控除について、確認することができない。

加えて、A社において、申立期間に取締役として勤務していた同僚の一人は、「申立期間における給料明細書も無いので自分自身の給料と標準報酬月額に相違があったかどうかは分からない。」と供述している上、同社における平成16年から18年までの社会保険関係業務を代行していた社会保険労務士、同社会保険労務士の勤務先のB会、及び19年の同業務を代行していた社会保険労務士については、連絡が取れず、申立人に係る給与支給額、厚生年金保険料控除額等を確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 5 月 20 日から 44 年 8 月 18 日まで  
② 昭和 45 年 6 月 1 日から 49 年 1 月 26 日まで

私は、A事業所及びB社に勤務していた期間の厚生年金保険の記録について、同社を退職した約2か月半後に脱退手当金が支給されたことになっているが、その時点では結婚のためC県D市に転居しており、E地区で同居していた実家の母、兄、妹も受給した記憶は無いと言っており納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の備考欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が確認できる上、申立期間①及び②に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月半後の昭和49年4月12日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 2 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

私は、昭和 29 年 3 月に高等学校を卒業したが、授業は同年 1 月末で終わり、同年 2 月 1 日から A 社に勤務した。

しかし、厚生年金保険の加入記録では、厚生年金保険被保険者資格取得日が昭和 29 年 7 月 1 日となっているので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 29 年 1 月末に高校の授業が終わり、同年 2 月 1 日から A 社に事務員として入社した。」と主張している。

しかしながら、A 社は既に解散し、申立期間当時の代表取締役も死亡している上、当時の事務担当者は連絡先不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等を確認することができない。

また、オンライン記録によると、申立人が同時期に入社したと記憶する女性 3 人（申立人と同じ学校を卒業した同級生一人を含む。）も、申立人と同日の昭和 29 年 7 月 1 日に資格を取得していることが確認できる上、同日に資格を取得している男性従業員一人は、「私は、高校を卒業してすぐの 29 年 2 月か 3 月頃に入社した。」と証言している。

さらに、A 社において、申立期間の始期の昭和 29 年 2 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得している元従業員は、「私が入社したのは、28 年夏頃だった。私は、事業主の親戚の子供であったが、仕事が続くかどうか心配で、すぐには厚生年金保険に入れてくれなかったのではないかと思います。」と証言していることから、同社では、必ずしも全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与か



ら控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月から平成 14 年 2 月まで

私は、昭和 48 年に A 社に入社し、同社が倒産した平成 14 年 2 月 \* 日まで勤務した。昭和 60 年 1 月から平成 13 年 12 月まで年金加入記録資料と給与支給明細書を比べると、標準報酬月額が大きく相違しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料控除額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、申立人から提出された昭和 60 年 1 月から平成 13 年 12 月までの給与支給明細書により確認できる保険料控除額に基づく標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額と同額かこれを下回る額であることが確認できる。

また、B 厚生年金基金では、「社会保険事務所（当時）に提出する届出用紙と当基金に提出する届出用紙は複写式となっていたため、記載内容は必ず一致する。」と回答しているところ、同基金が保管する申立人に係る加入員異動記録一覧に記載されている申立期間に係る申立人の標準報酬月額は、オンライン記録と一致することが確認できる。

このほか、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月1日から15年4月1日まで  
私は、平成14年4月1日から15年3月31日まで、A社に勤務したが、同社で勤務した期間の厚生年金保険の記録が無いので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成14年4月1日から15年3月31日まで、A社に勤務した。」と主張しているところ、同社から提出された顧問契約書及び契約解除通知により、申立人は、申立期間において、同社と顧問契約を締結していることが確認できる。

しかしながら、上記の顧問契約書により、顧問料は月10万円だったことが確認できるところ、A社は、「顧問契約においては、健康保険や厚生年金保険への加入は考えておらず、毎月支払う顧問料10万円からは所得税1万円のみ源泉控除し、厚生年金保険料は控除していない。」と回答しており、申立人の銀行口座の取引明細によると、申立期間中の平成14年4月から15年3月までの各月に、同社から9万円（14年8月のみ10万5,800円）の入金が確認できる。

また、全国健康保険協会B支部によると、申立人は、申立期間の始期の平成14年4月1日に政府管掌健康保険（当時）の任意継続被保険者資格を取得し、申立期間後の16年4月1日に同資格を喪失していることが確認できる。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月 1 日から 54 年 1 月 21 日まで  
私は、大学を卒業して昭和 53 年 4 月 1 日から 54 年 1 月 21 日までの間、A社に勤務したが、この間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の複数の元従業員及び申立人の妻の証言から、申立人が申立期間頃に、同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人が名前を記憶する社長は死亡している上、申立期間当時の経理事務担当者は、「申立人のことは記憶しているが、勤務期間や厚生年金保険の加入については覚えていない。厚生年金保険に加入していない従業員の給与から厚生年金保険料を控除することはない。」と証言しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除等について確認することができない。

また、A社の元役員は、「B職は長続きする者は少なく、すぐには厚生年金保険に入れていなかったように思う。」と証言している上、同社の元従業員の一人は、「私は昭和 49 年 11 月から勤務しているが、厚生年金保険の被保険者資格取得日は 50 年 4 月となっている。」と証言し、別の元従業員は「歩合制で働いていたB職の人は厚生年金保険に加入していなかったように思う。」と証言しており、同社では必ずしも全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、雇用保険の記録を確認しても、申立人に係る申立期間の被保険者記録は見当たらない。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は確認できない上、整理番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月1日から2年4月1日まで

私は、平成元年4月にA社にアルバイトとして入社し、同年の源泉徴収票に社会保険料の控除額が9万6,000円と記載されているにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いとされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社発行の平成元年度分の源泉徴収票に社会保険料9万6,000円の記載があり、厚生年金保険料を給与から控除されていた。」と主張している。

しかしながら、A社は、「当時の人事記録等は破棄されており残っていないが、平成元年度の源泉徴収票の支払金額72万6,310円から考えると、申立人は正社員ではなく臨時雇用の短時間労働者であり、厚生年金保険の被保険者資格を取得していないと思われる。」と回答している。

また、A社から提出のあった平成元年度年末調整表を見ると、申立人の社会保険料の控除は、給与からの控除ではなく、申立人からの申告による年末調整であることが確認できる。

これについて、A社は、「申立人が所持している平成元年度の源泉徴収票の社会保険料等控除額については、給与から控除した厚生年金保険料ではなく、年末調整の際に申立人から申立人自身が支払った社会保険料の申告があり、それを控除したもので、国民年金保険料と思われる。」と回答している。

さらに、申立人の雇用保険の被保険者記録を見ると、申立期間には被保険者記録が確認できない上、申立人は、昭和63年3月1日から平成3年7月1日までの期間について、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 11 月 1 日から 54 年 4 月 1 日まで  
A事業所（現在は、B事業所）に勤務した期間のうち、昭和 53 年 11 月 1 日から 54 年 4 月 1 日までの期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないので、調査の上、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録から、申立人は、申立期間において、A事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立期間当時、当該事業所については、常時5人以上の従業員を使用する場合に厚生年金保険法の強制適用事業所となっていたところ、雇用保険被保険者記録から、申立期間当時の従業員数が5人以上となったのは昭和54年3月22日であることが確認できる上、オンライン記録によると、同事業所が同法の適用事業所となったのは、同年4月1日であることが確認できる。

また、A事業所において、昭和54年4月1日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得した元職員6人に照会し、5人から回答を得たが、資格取得日前の期間において、給与からの保険料控除されていた事実を確認できる証言等を得られない。

さらに、B事業所は、「申立期間当時の人事記録等は、保存年限を超過しているため処分しており、申立人の保険料控除については不明である。」と回答している。

加えて、申立人は、「申立事業所において勤務開始当初は、国民健康保険に加入していたと思う。また、事業主から健康保険証を渡された時期等は記憶していない。」と供述している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 兵庫厚生年金 事案 4437

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 3 月 23 日から 40 年 2 月 9 日まで  
② 昭和 40 年 11 月 13 日から 41 年 5 月 21 日まで

私は申立期間について脱退手当金を受給した記憶は無い。調査の上、年金記録の訂正をお願いしたい。

### 第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険記号番号払出簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の記載が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和41年9月20日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。